

須賀川地方保健環境組合障害者活躍推進計画

機関名	須賀川地方保健環境組合
任命権者	管理者
計画期間	令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年間）
本組合における障害者雇用に関する課題	本組合は、職員総数20人弱程度の小規模な機関であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。 過去に障害者及び中途障害者が在籍した実績はないが、今後障害者を雇用した場合に備え、組織的な体制整備を行う必要がある。
目標	
1 採用に関する目標	障害者雇用の推進に関する理解を促進し、採用に当たっては、障害者である応募者も考慮した形での募集及び選考を行う。
2 定着に関する目標	障害者が新たに職員となった場合及び在籍する職員が障害者となった場合は、不本意な離職者を極力生じさせない。
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として所長を選任する。 ○障害者が新たに職員となった場合及び在籍する職員が障害者となった場合は、当該職員の相談窓口を設けるとともに、職員に周知を行う。
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○障害者が新たに職員となった場合は、当該職員の能力及び要望等を踏まえ、職務の選定及び創出について検討を行う。 ○在籍する職員が障害により従来の業務遂行が困難となった場合は、面談等を行い、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討を行う。
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、定期的な面談により必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4 その他	○各関係法令に基づき、障害者の活躍の場の拡充に向けた適切な支援、配慮に努める。